

## ○自動車の登録に関する特例措置

平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況に鑑み、自動車登録関係事務手続については、次のような特例措置を講じています。

### (1) 新規登録・移転登録手続

(被災者の方が自動車を購入し又は譲り受ける際の手続)

このような場合……	特例措置
・住所のある市町村役場が、印鑑登録証明書を交付できない状況である ・地震の際に実印を紛失した	免許証等、所有者本人を確認できる書面の提示・署名をもって、印鑑登録証明書の提出・押印に代えることができます。

\* [車庫証明について]

新規登録・移転登録手続においては自動車保管場所証明書(車庫証明)の提出が必要ですが、避難所など生活の拠点が定まらない被災者からの保管場所証明申請で、使用の本拠の位置・保管場所の位置が特定できない場合は、従来の住居地等を使用の本拠の位置とする旨の特例措置がとられています。詳しくは各警察署にお尋ねください。

\* 免許証の再交付についても特例的な措置がとられています。詳しくは各警察署にお尋ねください。

\* 上記以外の必要書面は、販売店等にお問い合わせ下さい。

### (2) 抹消登録手続

(今回の地震により滅失し又は使用不能となった自動車の登録を抹消する際の手続)

このような場合……	特例措置
・自動車の登録番号を正確に覚えていない	登録番号の一部や車種などにより自動車が特定できれば、抹消登録が申請できます。
・住所のある市町村役場が、印鑑登録証明書を交付できない状況である ・地震の際に実印を滅失した	免許証等、所有者本人を確認できる書面の提示・署名をもって、印鑑登録証明書の提出・押印に代えることができます。
・自動車が滅失したことをどのように証明すればよいかわからない	被災した旨の、申請者の申立書があれば、公的な証明書は不要です(申立書の様式は窓口で用意しています)。

\* [自動車税・軽自動車税について]

被災した自動車については、自動車税(県税)又は軽自動車税(市町村税)について、各地方自治体より被災者に対する減免や納期限の延長などの措置が講じられるよう総務省から通知を発してあります(平成23年3月28日付)。

詳しくは各自治体にお問い合わせください。

\* 軽自動車の返納届出手続(滅失し又は使用不能となった軽自動車の検査証返納届出をする手続)も同様です。

自動車登録手続の詳細については以下の連絡先にお尋ねください。

国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課

Tel 03(5253)8588

自動車登録手続ヘルプデスク

Tel 050(5540)2056